

# 肝付町

— 第9号 —

平成26年1月6日

編集・発行

## 肝付町農業委員会

肝属郡肝付町新富98番地

TEL (0994) 65-8418(直通)

# 農業委員会

# だより

### ～イノシシの被害防止対策～

(取組みが始まった防護柵の設置研修のようす)



◆ 自分達の大事な農地と農作物を有害鳥獣から防止するため  
地域ぐるみで取組みを開始!!

### ～本誌の内容～

- ② … 会長あいさつ
- ③ … 農業委員の地区担当表
- ④ … 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査について
- ⑤ … 農業委員会からのお願い
- ⑥ … 鳥獣害対策について
- ⑦ … 肝属中部地区畑地かんがい事業・農地の賃借料情報
- ⑧ … 農業者年金加入推進・全国農業新聞購読案内





# 新年のご挨拶

肝付町農業委員会

会長 鶴岡 和喜



新年あけましておめでとうございます。

皆様には、ご家族おそろいで、輝かしい新年をお迎えのことと、お喜び申し上げます。

昨年は、重大な災害もなく天候の面で言えばまずまずの年であったかと、考えます。しかしながら、鳥獣被害の多さを思えば安穏な気分ではられません。

昨今、わが国の農業・農村は様々な課題、難問を抱えております。すなわち、担い手の減少と高齢化、耕作放棄地の増大、関税撤廃を原則とするTPP交渉等々です。本町もまた例外ではありません。

この厳しい問題に我々農業委員会・農業委員は一人ひとりの自覚と総意をもって、対応していきたいと考えていますが、我々だけでは微力ですので、行政や関係機関、農業者の皆様のお力を貸していただきたいと思っております。

私たち農業委員は、農業者の公的代表として、農業生産の基盤となる農地を貴重な資源として捉え、農地を守り有効利用を図っていききたいと考えています。

法令業務である農地の権利移動や農地転用などの許認可につきましては、制度の適正な運用を図り、公正公平な審議に努めてまいります

最後になりますが、私たち農業委員は、今後の農業・農村の展望を切り拓くため、農業者をはじめ関係者の方々のご協力をいただき、ご理解を得ながら積極的に活動してまいります。皆様のあたたかいご支援をよろしく願います。

皆様のご健勝とご多幸を心よりご祈念申し上げます、新年の挨拶いたします。

## 農業委員会の業務

○農業委員会は、①農地の売買や貸借の許可、②農地転用案件への意見具申、③遊休農地の調査・指導などの農地に関する事務を執行。

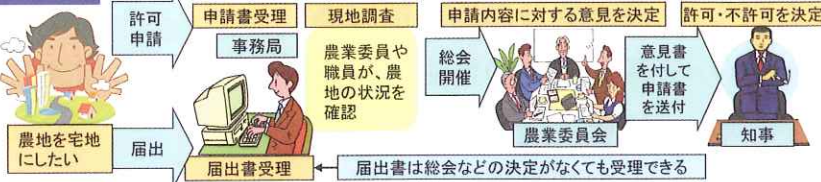
### ①農地の売買や貸借の許可

農業委員会は、農地法に基づく農地の売買や貸借の許可権限を有する。



### ②農地転用案件への意見具申など

農業委員会は、農地転用に関し次の事務を担う。  
○知事許可に際して、意見書を付して申請書を知事へ送付  
○市街化区域内での農地転用に係る届出書の受理



### ③遊休農地の調査・指導

農業委員会は、区域内の農地の利用状況を調査し、農地が遊休化している場合には、農地所有者に対し指導を実施。





# 農業委員地区担当表

農地に関することは、担当地区の農業委員にお気軽に相談してください。

地区	氏名	居住振興会	電話番号	担当地区
内之浦地区	冷水正行	大平見	67-3106	川路・大平見・侍金・小田・小野・津代
	上村学	栞木	67-3326	小串・新地・上建・下建・上町・仲町 下町・浜崎・上向
	福園幸雄	栞木	67-2926	檜脇・天神・栞木・乙田
	吉永良行	浜	68-2017	川口・港・東・本地・下西・上西・大原 姫門・浜・船間・辺塚・大浦
	宮後竜一	坂元	67-3433	平牟田・津房・坂元・馬込・赤木屋・江平
高山地区	鶴岡和喜	下住下	65-9889	三反・下住下・菅原・福留町・西之宮 新生町・赤池・栄町・坂中・下西方・上西方
	末次健一	富山	65-0173	富山・宮下川北・宮下川南
	又野恵	本城上	65-5843	安野・瀬戸宇治・本城下・本城中・本城上 寺之上
	前村洋子	永野	65-0366	永野・後田西山下・後田東山下・染木・白坂 中原
	黒岩美智也	稲村	65-5033	西が丘・稲村・中村・岩崎・論地
	中村重治	下住上	65-7123	旭が丘・長能寺・大脇・上大脇 上之馬場1区・2区・3区・4区・上之原
	前原一夫	和田	65-2048	平後園・和田・東大園・西大園・上大園 上原・塚崎・津曲・水窪
	有村博美	下住上	65-0630	下住上・石之脇・岩屋・片野・折生野
	有馬一徳	西丸岡	65-5550	花牟礼・東迫・東丸岡・小牧・西丸岡 八幡馬場
	富永浩二	池之園	65-5885	協和・谷山迫・笹ヶ尾・鳥越・大窪・池之園 下之門・東横間・西横間・博労町・本町 中町・新町・西新町
	中嶋睦巳	寺町ヶ丘	65-9626	寺町・寺町ヶ丘・五社馬場・中馬場・中麓 西麓・神之市・長珠庵・中村園・下永山
一松豊志	一ツ松	65-6147	飯ヶ谷・有明山下・仮屋・西仮屋・一ツ松 柳井谷・浦町・波見下・轟・荒瀬	



# 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査

平成25年10～11月にかけて、農業委員会、農業振興課で、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査（利用状況調査）を実施しました。

## 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査とは？

農地の確保や有効利用に係る取組の一環として、

- ①過去の調査で把握した荒廃農地の状況等を把握する現地調査の実施。
- ②把握した荒廃農地についての解消計画の策定を行い、荒廃農地解消に向けた取組を推進するものです。

本町も山間部を中心に荒廃農地が年々増加傾向にあります。

耕作が放棄される主な原因としては、耕作不便地や鳥獣害の被害、耕作者の高齢化、担い手不足が挙げられますが、今回の調査の結果、荒廃農地の所有者・耕作者に対して農地の意向を確認し、相談、指導を行うこととなります。

## 荒廃農地（遊休農地）を放っておくと法的措置がとられます。

### ①意向確認

荒廃農地の所有者・耕作者 ← 農業委員会

意向の確認

### ②指導

荒廃農地の所有者・耕作者 ← 農業委員会

農地を適正に利用するよう指導



指導に従わない場合（③へ）

### ③遊休農地である旨の通知

荒廃農地の所有者・耕作者 ← 農業委員会

遊休農地であることを通知

### ④利用計画の提出

荒廃農地の所有者・耕作者 → 農業委員会

今後の利用計画を具体的に示した  
計画書を提出



計画書の提出がない場合、内容が（⑤へ）  
不適切な場合

計画書を提出しない  
場合や、虚偽の届出  
をした場合30万円  
の過料

### ⑤必要な措置の勧告

荒廃農地の所有者・耕作者 ← 農業委員会

誰かに貸すなど必要な措置をとるよう勧告



勧告に従わない場合（⑥へ）

### ⑥協議

荒廃農地の所有者・耕作者 ↔ 農業委員会（県知事）

遊休農地を利用したいものが利用できるように協議を行う

◇荒廃した農地が増えると害虫や鳥獣が住みつき、周辺農地に被害を及ぼす原因となりますので、適正な管理をお願いします。





## 農業委員会からのお願い

**農業委員会委員選挙人名簿登載申請書を忘れずに提出しましょう。**

平成26年度の農業委員会選挙人名簿を作成するため、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書が平成25年12月中旬以降に送付してあります。平成26年1月10日（金）までに、農業委員会事務局か内之浦総合支所林務水産課または岸良出張所へ提出してください。

### ※資格のある人

- ① 10a（1,000㎡、1反）以上の農地を耕作されている人
- ② ①の同居親族、配偶者で年間おおむね60日以上耕作に従事する人
- ③ 10a以上の農地で耕作の業務を営む農業生産法人の組合員で、年間おおむね60日以上耕作に従事する人

## ◇農地の畦畔（土手）の管理をお願いします。

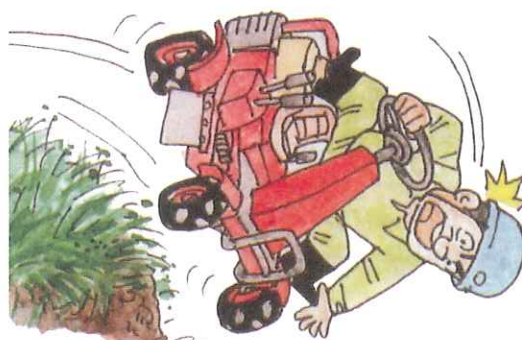
最近、管理の行き届いてない畦畔（土手）に、苦情が寄せられています。近隣への迷惑をはじめ、道路に面したところでは、交通事故の原因にもなりますので、適切な管理をお願いします。



管理が行き届いていないため、見通しが悪く  
なっている道路に面した畦畔状況

## ◇農作業時の事故防止につとめましょう！

交通事故や労働災害による死亡事故が減少する中、農作業による事故が増加しています。事故防止には、一人一人が高い安全意識を持って作業を行うようにしましょう。





# イノシシの被害防止対策

～ 集落ぐるみでイノシシ被害を防ごう～

## 農地や集落に寄せ付けない環境づくり

### 1 無意識にやっていた餌付けをやめる

野菜くずや取り残し果実などは適切に処理する。



出荷できないサツマイモの放棄



鳥に食害され、放置された果実



イノシシの絶好の餌

### 2 すみかや隠れ場をなくす

雑草が高くなれば、隠れ場等になる。  
耕作放棄地の解消（作付）は無理でも、草刈りをするだけでも被害防止につながる。



耕作放棄地の茂み



草刈りをすることで見通しがよくなる



隠れ場等になる



農地に近づきにくい

### 3 人慣れさせない

集落全員が共通認識を持って活動。  
イノシシに集落や農地は危険な場所だと学習させることが重要。  
人の活発な活動（見回り等）こそが最も効果の高い防除。



放牧等による緩衝帯



出没しにくい

◆ 防止柵事業に関するお問い合わせ先  
肝付町役場 農業振興課 農政係  
(☎65-8417)



## 肝属中部地区畑地かんがい事業による畑作営農の取組み

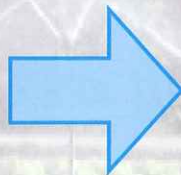
肝属中部地区畑地かんがい事業は平成9年度工事着工し、平成28年度より一部地域において通水が始まる予定です。

これまでの農業は甘藷など「雨待ち農業」をして植え付けを行っていましたが、水がくることにより「計画農業」が可能になり適期の作付や散水により収量や品質の向上が図られます。

### 雨待ち農業（雨に頼る農業）

- ・計画的な作付が難しい。
- ・水がほしい時期に散水ができない。
- ・年により収量や品質の変動が大きい。
- ・収穫時期が不安定など。

水がくると



### 計画農業（水を使う農業）

- ・計画的な作付が可能。
- ・活着や水をかけたい時にかけられる。
- ・生産が安定する。
- ・生育が順調に進むので計画的に収穫できるなど。

●水がくるとこんな輪作が可能となります。

- 【例】・焼酎用さつまいも + 人参（発芽率の向上により収量が増加します）  
 ・焼酎用さつまいも + キャベツ（活着がスムーズにいき収量が増加します）

●水がくると収益性の高い品目の導入が可能になります。

- 【例】・単棟ハウスで豆類の組み合わせが可能な栽培が可能になります。  
 （地区によっては二重施設が必要になります）

秋インゲン + 春インゲン、秋インゲン + 春夏にがうり、秋インゲン + 春かぼちゃ など

・単棟ハウスで豆類の長期作が可能になります。

実エンドウ、スナップエンドウ など

通水スケジュール

地区名	通水時期	主な字	面積 (ha)
第三肝付	H28 ~ H30	後田	143
第四肝付	H35 ~ H39	後田	70
第五・六肝付	H32 ~ H36	前田	176
第七肝付	H29 ~ H33	新富	102
肝属中部	鹿屋市・肝付町		1,537

## 肝付町賃借料情報

1 田 平成24年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっております。

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考	
旧内之浦町域	全 体	12,800円	21,300円	5,000円	133	
	基盤整備地域	13,100円	21,300円	5,000円	113	
	未整備地域	11,200円	17,200円	5,000円	20	
旧高山町域	全 体	14,100円	24,400円	4,500円	597	
	基盤整備地域	13,900円	24,400円	5,200円	354	
	未整備地域	14,400円	24,400円	4,500円	243	
(参考)肝付町平均	13,900円			731		

## 2 畑

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
旧内之浦町域	9,900円	10,000円	8,000円	95	
旧高山町域	9,000円	15,000円	5,000円	150	
(参考)肝付町平均	9,300円			245	

※1 賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、金額換算している。

※2 データ数は、集計に用いた筆数である。

※3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。

※4 算出方法は、集計対象データの平均を算出し、平均×1.7を上回る数字、平均×0.3を下回る賃借料を除外し、平均額を算出している（親類間の取引や特殊な作物の栽培を前提とした特別の事情の下で取引されたものと推測されるデータを取り除き、賃借料情報の信頼性を高めるため）。



## 農業者年金に加入しましょう。



### 《国が支える。安心が大きくなる担い手積立年金で豊かな老後を》

老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です。

#### 〈加入要件〉

- ◇ 国民年金の第1号被保険者で20歳以上60歳未満の方
- ◇ 年間60日以上農業に従事
- ◇ 加入後、国民年金付加年金（月額400円）への加入義務

#### 〈メリット〉

- ①積立方式で少子高齢化時代でも安心。
- ②保険料は自由に決められます。（月々20,000円から67,000円）
- ③終身年金で80歳までの保証付です。
- ④保険料の全額社会保険料控除の対象、さらに年金も公的年金控除の対象です。
- ⑤認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助制度があります。

※詳しくは**農業委員会事務局**または**お近くのJA**まで! 農業者年金 検索 クリック

選ばれたあなたに、選んだ情報を…

# 全国農業新聞



発行所 **全国農業会議所**

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8  
電話 03(6910)1130(代)

★購読のお申し込みは**農業委員会事務局**へ★  
☎0994-65-8418

## 営農・生活に役立つ 農業総合専門紙!!

◎農政問題の正確・公正な報道と解説を中心に、農業経営や暮らしの改善に役立つ記事を通して、日本農業の発展と農業者の地位の向上に尽すことを目的としております。

◎また、農業者年金問題については、相談欄をはじめ積極的に取り上げ、各方面からご好評をいただいております。

●発行日 / 毎週金曜日 ●形 態 / B3判10頁建 ●購読料 / 1ヶ月600円(送料共)

# 利用権設定 ご存じですか?

農地の貸し借り、  
安心簡単!

### 貸し手のメリット

- 期限がくれば必ず返還されます。
- 離作料の支払いが不要です。
- 不在地主でも貸すことができます。

### 借り手のメリット

- 期間中は安心して耕作ができます。
- 更新により継続して借りることもできます。

利用権設定（農用地利用集積計画）とは、農業経営基盤強化法という法律に基づく農地の貸し借りで、農業委員会の決定を経て町が公告します。農地法の許可が不要で手続きも簡単です！また、平成21年度の農地法の改正により、相続税の納税猶予の対象地でも貸せるようになりました。

### 手続きの方法

貸し手・借り手の話がまとまれば、農業委員会事務局に申請書（事務局にあります。）を提出してください。貸し手が見つからない場合は、地区の農業委員にご相談ください。

